

災害事例分析 つまづき 転倒、頭を強打！

【発生状況】製造工場で午後8時頃、交替番勤務のAさんが工場内の通路を歩行中、床の段差に足を取られて転倒した。工場は目下「省エネルギー運動」を行っており、壁にもそのスローガンが貼ってあった。通路は、省エネルギー運動の関係もあってか暗めであった。事故後に照度を測定したところ、30ルクスであった。

AさんはTBM（ツール・ボックス・ミーティング）時にはヘルメットを正しくかぶっていたが、昼食休憩後はヘルメットのアゴ紐を締めていなかったため、転倒したときにヘルメットが素っ飛び、倒れて床に頭をぶつけ、休業3日の災害を引き起こした。

なお、同工場では、「ヘルメットの着用」「アゴ紐（ひも）を締めることの励行」は指導しており、それに関する注意事項の掲示もしてあった。また、朝のTBM時には、服装チェックも行い、ヘルメットのアゴ紐を締めているかについてもチェックを行っているが、作業開始後のヘルメット着脱についてのチェックは個人に任されていた。作業途中で汗を拭いた時とか昼食休憩後では、アゴ紐締めは必ずしも守られていなかった。Aさんの職場は15人いるが、いつもキチンとアゴ紐を締めているのは12人であった。すなわち、残り3人は、作業中にアゴ紐締めを守っていないときもある状況であった。

つまづき 転倒 頭を強打！



日頃の 作業者のルール無視 と 管理監督者の業務怠慢 の報い ！

【発生原因分析】この場合、原因は次の通りと考えられる。

- ① まず、床に段差があった。

- ② 次に、段差があった箇所は薄暗かった。
- ③ ヘルメットは使用していたが単に頭の上に乗せるのみで、あご紐は締めていなかった。

【対応策】 対応策としては、次の事項がある。

1. 床の段差

床に段差等があること、すなわち「通路面に、つまずき、すべり、踏み抜き等の危険があること」は好ましくなく、直ちに補修が必要である。【安衛則第542条第2項】

2. 通路の照明

通路は、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明方法を講じる必要がある。今回は、省エネルギーのため通常は消しておき、通行者が来た時に感じるセンサーを設置して明かりがつくようにした。【安衛則第541条】【安衛則第604条】

3. ヘルメットのかぶり方の再教育

あご紐の締め方を含め、ヘルメットのかぶり方を再教育した。

ヘルメットは、人体にとって特に大切な箇所であると同時に外部からの衝撃に弱いとされる「頭部」を外部衝撃から守る役割を持っている。

しかしながら、この効果は、ヘルメットを「正しく着用」した場合にのみ得られるものである。

あご紐をきちんと締めることは、正しい着用の基本である。ヘルメットのあご紐を締めていないと、転倒・転落時や外部からの飛来物に当たった時等にヘルメットが脱げ、頭部にダメージを受けることになる。

【安衛法第24条】【安衛法第26条】

4. 不安全構造、不安全行動を見逃さない

「床に段差がある」、「通路が暗い」「ヘルメットのあご紐を締めない」ということを放置しておくことは、管理上十分でないといえる。直ちに是正することが必要である。

職長を含む管理監督者は、職場にこのような問題点が放置されていないか気を配ることが求められる。また、いくら教育をよくやっても、それを守らない従業員がいてそれについて上司が黙っている場合、会社はルール違反を容認したとみなされる場合がある。(下記の判例等)

また、平素から従業員の安全意識を高めておき、作業員から積極的に安全上の問題点についての意見が出てくるような職場風土にしておくことも大切である。

【安衛法第10条第1項】

【安衛法第11条第1項】

【安衛法第12条の2】

【安衛法60条】【安衛則第40条】

【安全配慮義務：民事訴訟での判決 『平成 11 年 3 月 31 日神戸地裁姫路支部判決』
や『平成 11 年 10 月 20 日東京高裁判決』等】

(以上)

(一般社団法人)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 / 東京技能者教会